買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

平成28年４月25日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
秋田県大仙市協和下淀川字向下夕川原166番 畑　43㎡	進藤作右エ門 秋田県仙北郡淀川村下淀川字沼ノ上44番地	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成28年４月25日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県宇都宮市今宮二丁目33番 用悪水路 197㎡	杉本　キヌ 栃木県宇都宮市新宿町406番地	現況：宇都宮市所管水路
栃木県宇都宮市今宮二丁目101番 用悪水路 141㎡		
栃木県宇都宮市今宮二丁目102番 用悪水路 146㎡		
栃木県宇都宮市今宮二丁目103番 用悪水路 137㎡		
栃木県宇都宮市今宮二丁目264番 用悪水路 396㎡		
群馬県太田市大原町2506番17 公衆用道路 50㎡	細野　文七 群馬県佐波郡東村大字国定1223番地	
群馬県太田市成塚町501番43 畑　786㎡ （買収時：群馬県新田郡強戸村大字成塚字向山501番　山林　６反８歩、群馬県新田郡強戸村大字成塚字向山502番　山林　６畝６歩、群馬県新田郡強戸村大字成塚字向山503番　山林　１反５畝３歩）	須永栄次郎 群馬県新田郡強戸村大字成塚613番地 浅海　梧作 群馬県新田郡太田町大字鳥山1522番地	
群馬県みどり市大間々町大間々1299番５ 公衆用道路 47㎡ （買収時：群馬県山田郡大間々町大字大間々字町東1299番３　畑　５畝12歩）	**藍**原あやめ 群馬県山田郡相生村大字天王宿３番地の１	
群馬県館林市青柳町字萩原1862番６ 畑　16㎡	橋田銀四郎 群馬県邑楽郡館林町大字館林1748番地の１	
埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山842番３ 畑　109㎡	三菱鑛業株式会社 東京都麹町区丸ノ内	現況：工場敷地
千葉県館山市那古字下入会907番１ 畑　780㎡	三鬼　八郎 東京都中野区天神町24番地	
千葉県館山市那古字下入会907番５ 畑　425㎡		耕作目的で貸付中
千葉県館山市北条字美ノ輪294番 田　165㎡	鹿島庄三郎外67名 住所不詳	
東京都八王子市高尾町1751番３ 畑　429㎡	篠**崎**　文彦 東京都北多摩郡谷保村國立二	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成28年４月25日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県上越市三和区田字寺町621番３ 田　413㎡	宮崎　悌治 新潟県中頸城郡里五十公野村大字田679番地	
新潟県上越市三和区田字寺町622番３ 田　330㎡		
新潟県上越市三和区田字中坪52番３ 田　185㎡		
石川県七尾市大田町壱七25番２ 畑　172㎡	松木　善松 石川県七尾市字大田12部２番地	
石川県七尾市大田町壱七25番３ 畑　359㎡		
石川県七尾市大田町壱七27番１ 田　165㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成28年４月25日

農林水産大臣　森山　**裕**

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県新城市黒田字半ノ木240番 雑種地　62㎡ （買収時：愛知県新城市黒田字半ノ木51番５　山林　９畝９歩）	新城市長 愛知県新城市字東入船６番地１	